

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 3 年 10 月 4 日）

府省名	内閣府
対象事業名	児童手当制度

## 1. 対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
204041	児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出	申請等	国民等	国又は地方等	約 950 万件 (推計)	約 1.4 万件	約 0.2%	20%	令和 9 年度 末
204185	児童手当の支払の通知	申請等に基づく処分通知等	国又は地方等	国民等					

オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

オンライン手続件数は市町村支給分のみを計上している。

## 2．対象事業の概要

児童手当の受給資格を確認するために、受給者は年に一度、前年の所得の状況等を届け出ることになっており、その届出内容をもとに各市町村が児童手当の受給資格について審査し、継続支給の可否を決定している。なお、多くの場合、各市町村から受給者へ郵送により手続を案内している。児童手当は原則として2月、6月、10月に支給され、市町村は、支給の際に受給者へ支払の通知を行うこととされている。

令和4年6月分の現況届からは、その届け出られるべき内容を市町村が公簿等（マイナンバー制度を活用した情報連携を含む。）により確認できる場合には、提出を省略することが可能となる。

## 3．対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

受給者は、ぴったりサービス（マイナポータル）又は市町村の外部システムにより電子申請が可能となっている。また、市町村が情報連携等により所得情報等を確認することで、受給者は添付資料の提出を省略可能であり、申出書等の添付が必要な場合についても、原則として当該書類をスキャンしたPDFや書類を撮影した画像により受け付けることが可能となっている。

#### 4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

< 4 - 1 >

手続名	児童手当の受給資格及び所得に関する現況の届出
各手続の概要	<p>【概要】</p> <p>児童手当受給者の受給資格を確認するために、受給者が年に一度、前年の所得の状況等を届け出るもの。</p>
	<p>【年間総手続件数（令和2年度） オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度における手続件数は約950万件（推計値）</li> <li>・オンライン利用率は1%未満であると考えられる。</li> </ul>
オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方（主要な手続について目標設定）調査中の場合でも想定	<p>【目標】</p> <p>オンライン利用率 20%</p> <p>オンライン利用率 = ぴったりサービス又は市町村の外部システムによる電子申請件数 / 総手続件数</p> <p>令和4年6月以降は、自治体の判断により現況届の提出を原則省略可能となるため、省略を行った者についてもオンライン利用率の実績（電子申請件数）に含めることとする。</p>
	<p>【取組期間（達成期限）】</p> <p>令和9年度末</p>

目標値を記載	<p><b>【目標・期間設定の考え方】</b></p> <p>児童手当の現況届は、平成 29 年度からぴったりサービスによる電子申請が可能となっているが、令和元年度のオンライン利用率は約 0.2%となっている。他制度においては、利用率 0 ~ 10%未満(初期フェーズ)であった手続きが利用率 20%に到達するまでに概ね 10 年程度要している点を踏まえ、本手続きは、令和 6 年度末までにオンライン利用率を 5%、令和 9 年度末までにオンライン率を 20%とすることを目標としている。</p> <p>なお、手続簡素化の検討を踏まえ、令和 4 年 6 月以降は、自治体の判断により現況届の提出を原則省略可能となるため、今後実施を予定している手続簡素化に係るアンケート調査の結果等をもとに、適宜見直しを行う。</p>
--------	--

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン	課題	現在、現況届は約 20 の記載項目を設けており（ ） また受給者の状況によっては添付書類が必要となる場合があるなど、手続の煩雑さがオンライン化を阻む要因となっている可能性がある。  市町村により異なる
	中間 KPI	【目標・達成期限】 令和 6 年度末
		【KPI の定義】 オンライン率 5 % の達成
	アクション プラン a	【取組内容】 児童手当法施行規則を改正し、令和 4 年 6 月以降は、自治体の判断により現況届の提出を原則省略可能とする。
		【取組期限（期間）】 令和 3 年度
	アクション プラン b	【取組内容】 子育てノンストップサービスにおける現況届の在り方について検討する。
		【取組期限（期間）】 令和 3 年度
	アクション プラン c	【取組内容】
		【取組期限（期間）】

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン	課題	利用者の電子申請サービスの認知度の向上を図る必要がある。
	中間 KPI	【目標】制度周知用リーフレットのひな形を作成し、市町村へ提供する。
		【KPI の定義】制度周知用リーフレットのひな形を作成し、市町村へ提供する。
	アクション プラン a	【取組内容】電子申請の案内を盛り込んだ制度周知用リーフレットのひな形を作成し、市町村へ提供する。
		【取組期限（期間）】毎年度
	アクション プラン b	【取組内容】市町村に対して、ホームページや窓口等の多様な手段により、利用者への広報を行うよう勧奨する。
		【取組期限（期間）】毎年度
	アクション プラン c	【取組内容】
		【取組期限（期間）】

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン	課題	<p>手続簡素化に取り組む市町村数の増加を図る必要がある。</p>
	中間 KPI	<p>【目標】現況届の提出省略とあわせ、令和4年度までに80%の市町村で電子申請を可能とする</p>
		<p>【KPI の定義】現況届の提出省略を行っている、または電子申請可能となっている自治体数/全自治体数</p>
	アクション プラン a	<p>【取組内容】システム上の課題について関係府省と対策を講じた上で、市町村に対して現況届の提出省略やオンライン化の取組み方策の周知を行う。</p>
		<p>【取組期限（期間）】毎年度</p>
	アクション プラン b	<p>【取組内容】市町村の電子申請への対応を促進するため、ぴったりサービスに現況届の共通様式を登録する。</p>
		<p>【取組期限（期間）】令和3年度</p>
	アクション プラン c	<p>【取組内容】</p>
		<p>【取組期限（期間）】</p>

< 4 - 2 >

手続名	児童手当の支払の通知
各手続の 概要	【概要】 児童手当の支払金額や支払日等について、市町村から受給者へ通知するもの。
	【年間総手続件数（令和元年度） オンライン利用率（令和元年度を含む過去5年間）】 不明 受給者に対して、年3回の支給時のほか、受給資格消滅（転居、死亡、公務員就職・退職等）等に伴う随時払の際も通知が必要であり、件数の把握及び推計は困難。



## 5．スコアカードの更新頻度と公表方法

児童手当の現況届は受給者が毎年提出する( )ことを踏まえ、オンライン利用率は最低でも年1回の更新を行うとともに、その他の取組み状況についても四半期ごとに適宜更新を行うこととする。

令和4年6月以降は、自治体の判断により現況届の提出を原則省略可能となる。

## 6．利用者目線での第三者チェックの方法と時期(少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する)

毎年12月頃を目途に、オンライン化の取組みを積極的に行っている市町村の担当課室長等に対して、進捗状況、取組みやアクションプランの妥当性等のチェックを依頼するとともに、改善点の指摘等があった場合には、適切に取組みやアクションプランに反映させることとする。

なお当該市町村の選定に当たっては、住民に対するアンケート調査等により、利用者目線での電子申請の利便性等に係る意見を把握していること及び令和4年度以降に現況届の提出省略に係る取組を行う予定としていることを条件とする。

## 7．基本計画の見直し

計画・取組の進捗状況や第三者チェックの結果、手続簡素化に係るアンケート調査の結果等を踏まえ、必要に応じて基本計画の改定を行うこととする。